続いて、山口議員の一般質問を行います。 (午後 1時00分) 1番山口議員。

1番 山口議員 こんにちは。日本共産党の山口節雄です。

町民の皆さんから、町議に送り出していただいて3年が経ちました。 今更ながら、政治の責任の大きさ、重さを痛感しています。正規雇用がなぜ、 当たり前にならないのか。8時間働けば普通に暮らせる社会になぜ、ならな いのかお金の心配なく、学び、子育てできる社会はなぜ実現しないのか。国 保税を引き下げ、減らない年金などで、暮らしを支える社会保障はなぜ、充 実しないのか。今、国会で大きな問題となっている年金。一生懸命、年金の 保険料を払ってきて、老後30年で更に2,000万円が。一体なんだ、こ れは。年金者のみならず、若い世代にも心配を呼んでいます。いい加減で無 責任な政治に怒りが込み上げてきます。

昨日、島根県選出の元衆議院議員の中林佳子さんが、あらためて川本町の水害現場を視察しました。中林さんは、「今まで、川本町を通るたびに水害の心配がなくなったんだと思っていた。が、昨年の水害でこの50年は何だったんだと胸が痛む」と国の対応に憤り、政治の責任を問われていました。水害対応の遅れが人災なら、今起こっている社会の不安や蔓延っている悪政も人災です。人災であれば、国民主権、町民が主人公の日本国憲法のもとで、政治を変えて、希望と安心の社会を創ることは十分にできます。

私は、政治が変われば、暮らしが変わることに確信を持つとともに、沖縄 県民の米軍の新基地を作らせない粘り強い闘いのあきらめない精神に学ん で、微力ながら日々の活動を進めていくことを決意をしています。

さて、一般質問通告書に従い、次の2項目の質問を行います。

1項目めは「人権問題への本町の対応を問う」であります。

基本的人権の尊重は、いうまでもなく、日本国憲法の三原則の一つであり、 人間はだれでも生まれながらにもっている、人間らしく生きる権利を大切に しようというものです。基本的人権には、思想・良心の自由、信教の自由、 学問の自由、表現の自由、職業選択の自由などの自由権、差別扱いを受けな い権利である平等権、健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利などの 生存権、教育を受ける権利などの社会権等などがあるとされています。

差別を無くして個人の尊厳を守り、誰もが自分らしく生きられる社会の実現にとって、人権の問題は極めて重要と考えます。本町における近年の人権問題の実態、人権研修等の実施状況、障害者差別解消法における本町の対応要領について、お伺いします。

2項目めは、「学校給食費の無償化を問う」であります。

少子化、こどもの貧困問題への対策が必要とされるなか、保護者の負担を 軽減し、子育て支援や定住しやすい環境づくりのために、学校給食の無償化 は急務と考えます。本町の「こどもの貧困化」の現状、本町の学校給食制度 1番

に対する保護者の声の把握状況について、お尋ねします。

山口議員 系

給食費の無償化の一般質問は、昨年の6月議会を皮切りに、9月議会、1 2月議会と3回連続して行っています。それだけ、重要な課題と位置付けているのですが、未だ、私の求める良い答弁を頂いておりません。

今回、教育長が代わられたということで、何か新しい変化を期待しても、 よろしいでしょうか。

以上、「人権問題への本町の対応」、「学校給食費の無償化」の2項目について、町民の要望、願いが実現する施策の実行を求め、町長に所信をお尋ねいたします。

議長

それでは、山口議員の質問のうち、1項目めの「人権問題への本町の対応 を問う」に対する、答弁をお願いします。番外三宅町長。

番外 三宅町長 人権問題への本町の対応を問う、にお答え申し上げます。

本町の人権施策の推進につきましては、平成11年3月に川本町同和問題 啓発教育基本構想。平成20年3月には、川本町人権教育啓発推進基本計画 を、そして同年4月に第5次総合計画を策定いたしまして、互いに人間の尊 厳や権利を尊び、安心して生き生きと暮らしていける地域社会の実現を目指 し、町民一人ひとりが主体的・事実的に活動し、互いに支え合い子どもから 高齢者まで、一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことがで きる川本を実現するため、総合的に推進し課題の解決に取り組んでいるとこ ろでございます。本町における近年の人権問題の実態についてでございます が、平成28年に退職した元嘱託職員がハローワークに相談し、労働局から 離職理由は上司からの虐待であるとして申し出があったとの旨、通報があり ました。当時、3年前でありますが町としましては、離職した元嘱託職員や 当時の上司・同僚等に聞き取り調査を行い、その結果をもって関係機関と速 やかに協議いたしました。当該職員には、全く差別意識はなく言った覚えの ないこと、その場に同席していた人、日常接している周りの職員も差別的な 発言を聞いたことがないこと等ではありました。しかしながら、申し出をし た本人が差別として受け止め、苦しんでおられる事を真摯に受け止め、今後 一層、人権意識を高め、また公務員としての誤解を招くような言動を戒める 為、当該職員を厳重に指導し、当時の上司一人に対して、訓告処分を行って おります。人権研修等の実施状況でございますが、昨年度におきましては、 人権同和教育の推進や企業での障害者雇用で合理的配慮についての研修会を 島根県との共同開催も含めて合計20回開催しております。

障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別 解消法における本町の対応要領でございますが、障害を理由とする差別の解 消の推進に対する対応要領を平成30年4月に策定し、障害者に対する不当 な差別的取り扱いの禁止や合意的配慮の提供、管理者の義務や相談体制の整 備や研修・啓発の実施など定めております。これに基づいて、研修会等を開 番外 三宅町長 議 長 催しているところでございます。

再質問ありますか。1番山口議員。

1番 山口議員

今、町長の方から川本町の役場内で起こった元嘱託職員に対する、身障者 差別の事案のお話がありました。これは、私は極めて重大な問題であると考 えておりますが、この嘱託職員の方、仮にAさんとしますと、Aさんは右足 を切断をされていて、平成22年に川本町に嘱託職員として採用され、6年 間勤務をされて、3年前に差別に対して精神的なストレスから退職を余儀な くされたという事で聞いております。それで今、町長の方から、聞き取り調 査等を行ったけど差別の事実は無いという事を仰いました。私は具体的にお 聞きしたいというふうに思いますが、平成27年の8月から9月、川本町三 原の定住促進住宅の一般公開日にAさんが定住住宅に自治会長を案内した 際、室内用の松葉杖を持参していなかった為、室内に入れない旨を伝えて外 観を見て回りますと言った時、その上司は「ケンケンで行けるだろうけど、 床板が壊れたり、ケンケンでバランスを崩して壁に手をついて壁が壊れても 大変だからね。外だとケンケンしても大丈夫。」ということを仰ったという ふうに本人の発言。それから先日、川本町に対して情報開示を求めまして、 この間、川本町がこの身障者差別事件にどういうふうに対応したかという詳 細な資料を今、入手しておりますが、この中には島根県の障害福祉課からの 通報によって、事実の確認を求められて、その中で訴えられた内容がありま すので、県からの通報内容と本人の訴えを基に事実についてお話しをさせて いただきますが、今のような事実は有ったのでしょうか、無かったのでしょ うか。改めて確認をしたいと思います。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 今、具体的なお話が出ましたが、冒頭で申し上げましたように、そうした 露骨な差別発言は、一切やっていないというのが報告を受けています。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員 私がお聞きしたのは、この件についてそういう発言が有ったか無かったかということですが、今、町長は一切無いと仰ったのですが、平成26年の2月、町主催の地域活性化意見交換会の事ですが、担当となったAさんが町内の自治会長に参加のお願いに行く時に、その上司の方は「片足の方がわざわざ来てくれたと同情して皆さん参加してくれる、参加してもらえるよ。」というふうに言った、こういう事実を本人は言っておりまして、これは県からの通報の中にもあります。

更に、平成23年の1月に広島のふるさとフェア、定住促進イベントです

が、この移動前の打ち合わせの中で、その上司との打ち合わせの中で、今回 初めての泊まりの出張で着替えを用意するのが楽しみだ、という事でAさん が話したところ、その上司は、「A君はコンビニで靴下を1足買っても2日もつからいいね。」ということを言われている、という訴えがあります。更に、町主催の町のイベントの中で、彼は、Aさんは記念写真の撮影中だったのですが、その時に「A君は松葉杖だから、写真を撮るときはまるで三脚だから手ブレとか無いよね。」という発言があった。

更には、そのイベント終了後の打ち上げの席で、右横に座ったその上司は「A君の右横は良いよね、右足が無いから胡坐を組んでもぶつかる足が無いから、君の横は楽だね」と、そういう発言をしたということがあります。これらの事実は全く無いというふうに仰るのでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 今、かなり露骨な発言を連発しているような感じでございますが、そうしたこと何かと誤解を生じるというような発言があったという事にに対しまして、厳重注意して処分したところでございます。私の聞き取り調書の段階では、そうした今仰ったような発言は全くないと思っております。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員 その事実は無いと町長の方は仰る一方で、先ほどお話しになりましたが、本人に対して訓告処分をされたという事で仰いましたが、そういう発言の事実が無いのであれば、処分の必要も無いのではないでしょうか。なぜ処分をされたのか、全くそういった事実がない、本人は言った覚えがないと言っているということですけど、もし、ご本人が仰ってるように全くそういう事実が無いのであれば、処分は不当ではないですか。処分は撤回するべきではないですか。なぜ処分をされたのですか。事実が無いということと、処分をしたということは、これは全く矛盾したことではないでしょうか。その点どうでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 今、冒頭、申し上げておりますように仰るような発言はしてないけど、誤解を生じさせるような本人がそうした差別を受けたという気持ちにした。そうしたことに対することに対して、今後より一層、この人権意識を高めて発言も注意していこうと将来に対する戒めとして、行ったわけでございます。逆に、こういう状況の中で何もしないで放置しといた方がよかったということですか。

1番山口議員。

1番 山口議員

要するに町長の方は、そういう事実は無いけど、そういう誤解を生じさせるようなことに対しての処分だったと仰っているのですが、町長は今年の4月にですね、彼と彼の両親のところを訪問して謝罪に来たということで面談をされています。謝罪というのは、これは国語の辞書を引くまでもなく、罪や過ちを認めて謝ることが謝罪なのですね。事実を認めずにいて謝罪に来たという事で、町長が4月にお話しをされているのですが、罪を認めない謝罪っていうのはあるのでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長

先ほどから繰り返して言っておりますように、ずばりそういう発言をしたということをですね、認めておりません。4月に行った時もですね。繰り返しになりますが、こういうことで3年前から、この事で苦しんでおられるということで、誤解を生じるような発言をしたことに対してお詫びに4月に自宅の方へ行かせていただいたということでございます。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員

それは世間一般では謝罪というふうには言いません、それは言わないと思 います。事実を認めずに、ただ迷惑をかけたから謝りに行った。これでは到 底、ご本人やご本人の家族は受け入れることはできないというふうに思って おります。それから、今、私が挙げたのは、たまたま一つの例で彼の話によ れば、これは普段からその上司はケンケンとか一本足とか片足だからという 言葉を使っていたということなのですが、普通ですね、右足を切断された方 を前にして、そういう言葉が出るというのは、子どもさんが無邪気に言うな らいざ知らず、大人が使う言葉ではない。しかし、ケンケンとか一本足だと か片足だと言うのが、彼が勤務した6年間の間に毎月のようにあったという 事で彼は訴えをしているわけですね。そうなりますと、たまたま先ほど挙げ た言葉は、一つの例であって私は自覚が無くて言われているのかなというふ うに思いました。しかし、自覚がなくて言ったとすれば、これはこれで大問 題だと思いますが、こういうことが普段から続いていた、その為に職場を去 らざるを得なかった。この重みについてですね、やはり真正面から受け止め ていただきたいと思います。自らの足元でこういう身障者に誤解を与えるし、 町長の言葉を借りて誤解を与えるようなこと。身障者の差別が起こっている のであれば、何が人権教育ですか。町民に対して、本当に人権の大切さを説 く資格が本当にあるんでしょうか。私はそれをですね、町長に責任を問いた いと思います。当該者はもちろんですけど、しかしそういう事がこの職場内 で起こっていたということについて、町長の自らの責任についてはどうお考 1番

えなのでしょうか。

山口議員 議 長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 基本的人権の尊重、これは私たちがこれから生きていくうえで、最も根底に置かなければならない重要なことでありまして、また、そうした社会を作っていくのが我々の使命・責務であるというふうに考えております。したがって、こういう事象があったということを踏まえながらもですね、皆がこれから研修を繰り返し繰り返し行いながら、研ぎ澄まされた感性を磨いて、素早く人権を意識した行動が取れるような人間に皆がなっていくように、これから私も努めて参りたいというふうに考えております。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員 今、町長は皆が皆がと仰いましたが、私は皆がとは思いません。町長あなた自身、或いは三役の方の意識が問題であって、それを今私がいちばん指摘をしているところです。その差別発言をしたとされる人に対する懲戒処分ですが、訓告処分というのは、これは懲戒処分にはあたらないということで、本町の川本町の職員の懲戒処分に関する指針というのがあります。平成17年に定められたもので、それから既に十数年が経ったまま経過がされて、極めて古い指針ではないかなと。現在のですね、いろいろなハラスメントに対する対応としては、不十分な指針ではないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 この訓告処分は、懲戒処分ではないというところですね。現行の規定に添って、適用したわけでございます。これもですね、今、申し上げましたように、もし議員が仰るような言葉を本当に発してたらそれは、懲戒処分の対象になろうかと思いますが、そうでもない。今そこまでそういう事を認めていない中で、将来を戒めるということで、訓告処分としたものでありまして、その前提がそういう発言をしていないという前提での処分であります。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員 この懲戒処分の指針、平成17年なのですが、これを見てみますと一般的な服務関係の問題とか公金の取り扱い問題についての規定はあるのですが、ハラスメントに対しては、セクハラに対する具体的な項目しかないですね。ところが今このハラスメントは、嫌がらせはセクハラだけでじゃなくてですね、パワハラの問題だとかいろいろ挙げられています。何を根拠に訓戒処分

にされたかということをお尋ねしてるわけで、具体的にこの項目のどこを対象に訓戒処分をされたのか、それをお聞きしたいと思います。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 繰り返し言いますが、同じことを何回も言っているのですが、将来を戒めるということで、訓告処分にしたということであります。仰るような発言をしていたら、懲戒処分にしているはずだと思います。

議長

1番山口議員。

1番山口議員

この事実の問題につきましては、関係の職員で実際にそういう発言を聞いたと証言される職員もいらっしゃるということですので、その発言までは、改めてここでは紹介はしませんが、しかしいずれにしても、こういうふうなことが本人の訴えとして長年の間、そういう差別があったと、それに対して町は訓告処分をされているという事実。これは大変重い中身だと思いますので、本人が求めている事は、やはり先ず事実について認めて欲しいと、そのうえで謝罪をしてほしいと。それから更に、こういう役場の中でこういう事実が、こういう事があったということを、やはり町民の皆さんに知らせてほしいと、本当の意味で再発防止と言いますか、そういうことを繰り返さないためには、現在の状況を含めて、町民の皆さんに報告される必要があるのではないかなと思いますが、その点、町長いかがでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 先ず最初に、職員の調査で、その事実があったという事があるという事を 仰いましたが、それは本当でしょうか。

(「それは、逆に質問されてるのですか。」議員の声)

はい。私の調査では、全くそういうことはないと。ここで今、冒頭に発言しましたが、3年前にそうした調査もやっております。特に、「いついつこういうことがあった」という事を仰いますので、その時の現場にいた職員も事情聴取しておりますが、全くそういうことはなかったという回答を得ております。

議長

はい、1番山口議員。

1番 山口議員 はい、逆に今私に質問されているわけですが、事実であったかどうかについて、私は役場内においてどういう調査をされたのか具体的な事実を基に、本当にケンケンと言ったことを片足だからと言ったことを一本足だからと言った事を一度も無いのか。もしあったとすればどういう時なのかということ

を言ったようなことを含めて、調査されたのであればですが、差別したかしていないかとかいうような調査であれば、それは調査に値しない。私は改めてですね、そういう事実関係の問題であれば、町長がお好きな第三者委員会ですね、第三者委員会に改めて依頼をされて、事実関係から先ず洗っていただけないだろうかと。私は本来ですね、電気代問題でもそうですけど、こういうのは自浄能力を発揮して、役場の中は役場の中できちんとやればいいんだというふうに思ってて、邑智郡事務組合への電気料金の過少請求問題ですね、第三者委員会は必要ないという角度でお話しをしていたのですが。しかし、第三者委員会が当事者の双方の言い分が今、食い違っている訳ですから、それであれば第三者委員会を作って改めて、事実関係を確認するということはどうでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 議員は言ったということを前提にですね、今日はずっとお話しされていますが、

(「本人の訴えを基にしているんです。そういう事です。県からの情報を基 に。」議員の声)

(「自由に喋らないでください。」議長の声)

一方だけのことを聞いて一方的な発言でございますが、こちらも人権がありますのでね。

(「人権がある人を処分しているじゃないか。」議員の声)

処分じゃないと言ってるでしょさっきから。懲戒処分じゃないって言ってるでしょ。将来の戒めとして言動を注意していこうという。

(「懲戒じゃない、訓告処分でしょ。処分ですよ。」議員の声)

(「ちょっと落ち着いて下さい。答弁、続けて下さい。」議長の声)

いずれにしても、これは人権問題は、重要な問題ということは当然認識しておりますので、今回の件につきましてもですね、これからその元嘱託職員の方にも時間はかかるかもわかりませんが、説明をしながら、ご理解を得ていきたいと。そして、役場全体の人権意識を高めるとともに町民の人権意識の高揚も同時にはかっていきたいというふうに考えております。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員 私が今お話したのは、事実関係をはっきりさせるために、第三者委員会を作って、対応されたらいかがでしょうかという話なんですよ。こういう大事な問題を、私は確かに本人の言い分しか聞いておりません。それから、あと県の障害福祉、健康福祉ですか、川本町に通報があった内容を情報開示の文書で見てますが、その内容に基づいて話をしているわけですから、私も上司の方に直接お話しを聞いたりということは私自身そうしたことはしておりま

せんので、改めて、事の重大性に鑑みて第三者を入れた形での事実関係の調査をしていただいたらどうでしょうかということでお話ししてるのです。そのことについてお答えください。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 第三者委員会を設けてという事ですが、私は今この問題で、新たに期間を 設けて調査する気持ちはございません。いつも仰っておられますようにです ね、自助能力を発揮せよという場面ではないかということでございます。し たがって、まずは元嘱託職員の方にご理解いただけるようにですね、人権意 識を高めていきたいなとそういうふうに思っております。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員

町長、都合の良い時に自浄能力という事を言わないでいただきたいのです が、やはり双方の言い分は食い違ってるわけですから、まずそこをやっぱり はっきりさせていただきたいなというふうに思いますので、それをしなかっ たら、町長としては結局このままこの事案を放っておくということにお考え なのでしょうか。私、今回、町の情報開示請求でこの間の町の対応をずっと 見てきました。町の方針として今後これを受けて、どうするという方針もあ ります。これは後から話しをしたいと思いますが、実は町の記録はですね、 この2年間途絶えてるのですよね。要は私は、この問題は未解決のまま町が 放っておかれているのではないかと、全然その記録がないんですよ。今年の 4月になって町長が改めて謝罪に行かれた内容とか、いうのが情報開示の文 書に載ってるのですが、この2年間全くないというのは、どういう対応をさ れていたのか、平成28年に彼が、Aさんが3月に退職されてから、その後、 いろいろ本人とも話をされたり、いろいろ対応されたり、処分も出されたり、 処分はその年の12月に訓告処分というのを出されてるいるのですが、対応 された記録が載ってるんですよね。ところがその後、まったくそういう形跡 がない文書になっているんですね。この間どういうことをされてたんでしょ うか。全く放置をされてたという事で理解してよろしいのでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 この問題が事象が発生したのが3年前でございます。そして、それに基づいて職員を処分したということでございます。この頃としては、その段階でひとつ収まったというか、この問題は終結したというふうに理解しておりました。しかしながら3年経って突然、今年の4月ですか、3年前の話が出てきたということでございます。そういうことでございますので、この間のこの問題についてのやりとりというのは、当然書類にないということですので、

番外 三宅町長 なかったと思います。何も放置してたというよりか、3年前にひとつこの問題は終わっていたという感覚で私はおりました。

議長

1番山口議員。

1番 山口議員 私はその町長の感覚ね、大変問題だと思います。処分を確かに12月にされてるから、町長の頭では終わりだったと思います。電気代の問題でもそうですけど、早々と処分を出されてます。全容が全然解明になってない、回収金の目途も立たない中で、処分だけは早々とされて、まるでそれで幕引きをするような処分の仕方なんですね。私この問題も、結局、今回町長が4月に謝罪に行かれたりしているということは、本人としては全然納得もしてないし、解決もしてない、そのままだったですよ。普通世間一般で解決するという時は、いろんな問題があった場合は、示談書を交わすとか覚書というか念書を交わすとかという事だけキチっとするんですよ。それをされてないんですよ。されてないから、こういう問題になる訳だし、事実上放置をされてたというふうに受け取らざるを得ないと思うんですね。

それから、次の問題ですが、この情報開示の文書の中で、町は今後の対応について、この問題を受けて町としていろいろ対応策を練られております。その中のひとつとして、「今回の場合、全職員に対して、このような事例があったことを知らせるが、実名は出さない方が良いと考える。また今後、このような事が無いよう全職員に対し通達を出す。」ということを、平成28年11月11日付け、総務財政課の文書「障害者に対する虐待事案に伴う今後の対応について」ということで決めておられますが、これについては実施をされたのでしょうか。

ちょっと時間が経つ場合は、止めて下さいね。あまり時間が無いですから。 協議していただくのは結構ですけど。私の持ち時間の中で困ります。

議長

申し出が、どうしましょう。休憩とりましょうか。 よろしいですか。答弁されますか。

(「休憩お願いします」の声)

はい、それでは10分ぐらい休憩します。

1番山口議員

それじゃあ、すみません。休憩する前にもうひとつ対応について、合わせ てお聞きしたいと思います。

それから、二つ目の対応策として、本人は再発防止のために今後行われる 人権研修の場においては、川本町の役場の中でこういうことがあったんだと いう事実を明らかにして、人権研修を行ってほしいという要望を出して、そ れに対して町の方として対応されるということもお聞きしているんですが、 その事もされたかどうかということ、この2点について対応策についてお聞 きしたいと思います。

今、13時44分です。

ここで10分でよろしいですか。15分にしましょうか。

はい、それでは午後2時まで休憩といたします。2時から再開します。

(午後1時44分)

々

会議を再開します。

(午後2時00分)

Þ

山口議員の一般質問の終了時間を午後2時18分といたします。 執行部から答弁をお願いします。番外三宅町長。

番外 三宅町長

この事に対します職員への通達の件でございますが、文書での通達は行っておりません。ただし、平成29年6月に役場職員の人権研修を行っております。この冒頭、当時の総務財政課長がこの役場内において、障害差別と認められるような事象があったから、より一層人権意識を高めなければならないという趣旨の内容の発言をしております。こういうことで、この事についての通達ということにつきましては、口頭ではございますが職員には行っているというふうに解釈しております。

議長

もう一点の人権教育をする時に・・

(「教育研修」の声あり)

はい。

番外 三宅町長 ですから、研修の時に、こういう事象と認められるような事があったという事を、研修会の冒頭に当時の総務財政課長が述べているということでございます。

議長

はい、1番山口議員。

1番 山口議員 ということは、全職員に対してこういう事例があったということを知らせるのですけど、ただそれは人権研修の前にそういうふうな形で報告をしたということで言われている訳ですね。実際にこの研修に参加された職員の方から話を聞いてる内容があるのですが、そういう話は無かったという事をですね言われてる方がいらっしゃいますので、その点についてはもう一度、そういうお話が有ったかどうかを確認いただきたいなというふうに思います。

改めて、こういう事があったということを全職員に対して、社内でお知らせをするということについては、是非ご検討いただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 まず一点目のところでございますが、そういうことが無かったと挨拶がなかったということでございますが、それを聞いている職員も沢山いますので間違いなく出席した職員に対して、当時の総務財政課長が発言していると、このことは間違いないと思います。それから、こういう事象を改めてという点でございますが、これからいろいろと繰り返し繰り返し、こうした人権教育を行って参ります。そういう中でも、これも一つの事例になりますので、そういう視点を持って職員に知らせるというか、これからの教育の一つの材料にしていきたいというふうに考えます。

議長

はい、1番山口議員。

1番 山口議員

ですから、聞いたとか聞かないとかいう職員の方がいらっしゃるという現 状のようですので、そうであれば改めて書面でもって必ずそれが行き渡るよ うにしていただきたいということをご検討いただきたいと思います。それか ら次いきますが、この問題では、もちろんそういう差別言動を繰り返したと 思われることも大変問題ですが、やはり監督者である町長の責任が非常に大 きいんじゃないかと思います。言葉を変えて言えば、町長の危機管理能力に ついて疑問を持たざるを得ないと。川本町職員の懲戒処分の指針の中でも指 揮監督する者の責任として、がここに書かれておりまして、所属職員のそう いう行為があった場合に、その事実を隠蔽し、またはこれを黙認した場合の 責任の重さとかがあるのですが、私はやはり今回、対応のまずさ甘さが非常 に出ているのではないかというふうに思いますので、その点ですね、やはり こういう事実については、やはり明らかにしていくことと、双方の言い分が 食い違っているのであれば、食い違った場合でもやはりそういう差別を受け たと主張されてる事の重みを受け止めて、やはり明らかにしていくべきでは ないかというふうに思いますので、その点を改めてその事をお願いをしたい と思います。それで今やはり障害者差別解消法が3年前に施行されています が、これを受けて対応要領も町として作られているということですが、この 対応要領については同じ法律で公表の義務が課せられておりますけど、これ は町民の皆様には公表義務を果たされているのでしょうか。どうでしょうか。

議長

番外(谷川)副町長。

番外 谷川副町長 先ほど障害者を理由とする差別解消の推進の対応要領ですけど、作ってありますけど、まだホームページ等には載せておりませんので、早急に載せたいと思います。

議長

1番山口議員。

1番

是非、対応要領を公表いただきたいというふうに思います。やはり私は障

山口議員

害者差別解消法が3年前に施行されたのですが、差別はいけないいけないとこれは誰もが思い、昔から言われてる事なのですが、なぜ今になってこの法律を作らなければいけなかったかということで、やはりこれは身障者差別が現実の問題として障害者に対する差別が、やっぱり根強く残ってるということの反映ではないかと思いまして、本当はこういう法律が出来ない方が良いというふうに思ってるわけですが、大変残念だなと思います。

それから、昨年の8月に発覚した中央官庁の雇用者の水増し問題ですね、 これを受けて、改正障害者雇用促進法も国会で全会一致で出来ておりますけ ど、こういうような中で、やはり障害者が働きやすい職場の整備、これがや っぱり大事だろうというふうに思います。

終わりになりますが、本人がですねA君、Aさんが今思って望むことをお話しをさせていただきます。

「僕の人生を壊した川本町役場。町長はいったいどんな誠意をみせてくれて、僕をどんなふうに納得させてくれるのでしょうか。右足が無いだけでもハンディがあり仕事が限られているのに、更に今回の事によって予測不能なめまいや耳の不調が生じている。父や母の介護をしなければいけない目も近づいてきている。僕はこれからどうやって生きていけば良いのでしょうか。」。

彼にこのような想いをさせない為にですね、今大事なことは町長が最高責任者として差別の実態を認め、彼の納得できる謝罪を行うことが必要なのではないでしょうか。

町長は、本町が発行している川本町移住パンフレット2019の巻頭言で、一人は万人の為に万人は一人のためにという相互扶助の精神を根底においた共生社会を作っていきたいというふうに述べておられます。万人は一人のためにということをお題目に終わらせることなく、本件の差別の問題をきちんと解決していく事。足元で起こっている事から差別の目を摘んでいくことこそ、本当の共生社会が作られていくのではないでしょうか。最後に町長の決意をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

議長

番外三宅町長。

番外 三宅町長 基本的人権をですね、やはり生活の根底に置かなければならないということであります。そういう中で、今日は一方的に差別があったという前提でお話がありました。そうしますとこちらも基本的人権があるという事でございまして、このところはやはり冷静に客観的にみて自浄能力を発揮しながら、この問題を解決していきたいと思います。そして、この基本的人権の尊重する社会、これを我々の大きな使命として、これからも取り組んでいきたいというふうに思います。

(「ぜんぜんダメ、ぜんぜん口先だけ。反省なし。」議意の声)

議長

はい、1番山口議員。

(「終わります。」の声)

はい、良いですか。

Z

(「終わります。この項は終わります。」の声)

々

はい。それでは山口議員の質問のうち1項目めの「人権問題への本町の対応を問う」の質問を終わります。

Þ

次に、2項目めの「学校給食費の無償化を問う」に対する答弁をお願いします。番外瀬上教育課長。

番外瀬上教 育課長

山口議員の学校給食の無償化を問うのご質問についてお答えします。 先ず、本町の子どもの貧困化の現状についてですが、子どもの貧困率については、国が定めた子どもの貧困対策に関する大綱によると、全国では16.3%となっており、この数字は国が行った統計調査の国民生活基礎調査によるものであります。一方、島根県が定めた島根県子どものセーフティーネット推進計画では、子どもの貧困率を求めるための数値の把握ができないため、代わる指標として、一つ、生活保護を受給している子どもの数と比率、二つ、就学援助の対象となる児童生徒の数との比率となっております。

本町の場合、一つ目と二つ目それぞれの数値の公表は差し控えさせていただきますが、それぞれを就学援助の対象として、給食費等を公費で負担しており、漏れなく支援できていると考えております。

次に、本町の学校給食制度に対する保護者の声の把握状況についてですが、 給食制度そのものについて保護者へ直接聞き取りを行うなどの事はしており ません。しかしながら、本町の学校給食会では、学校長やPTAの代表と意 見交換をする場を設けるなど、安心で安全な学校給食の推進に向けて取り組 んでおります。

議長

再質問ありますか。1番山口議員。

1番 山口議員

これまでの教育長の答弁は、今まで全く誠意ある答弁ではなかったという ふうに思っておりまして、私は憲法で義務教育の無償が掲げてあるということに対して、前教育長は学校給食法を持ち出して、学校給食費は保護者の負担と書いてあるから駄目だということでしたが、それでは、今、学校給食は 急速に全国で増えているのですけど、雇用してる自治体は違法行為をしているのかと言えば、そうではありませんと言うことで、一体どっちが本当なのかということで、曖昧な答弁しか、いただいておりません。それから今まで、学校給食よりももっと優先課題があるということで、そちらの方に予算を使いたいということですが、邑智郡事務組合への電気料の過少請求問題では数千万円の損害を与える部署の責任者にいる方が、そういう公金意識の甘い方が優先課題が他にあると言っても、本当にこれは笑止千万(=はなはだ気の

毒なこと)な話で、もっと町民目線で物事考えていただきたいなというふうに思います。それから今、就学援助等を十分にしていると、前の教育長も子育て支援を川本町は十分にしているというふうに仰っているわけですが、本当に十分なのか。十分だと思うというふうな、そういうふうな事ではぜんぜん進展が無いと思いますし、生活保護を受けている方とか就学援助の方、本町の要保護世帯は、生活保護世帯の1.3倍ということですが、本当に今、子どもの貧困の状態を把握されてるかどうか。把握されていない状態の中では、やはり本当にどうなっているのかという事を、まずそういった事実をはっきり掴んで対応される事が必要で、私はやっぱりこの子どもの貧困対策は全国で7人に1人と言われましたが、学校給食費の無償化の問題を考えていく必要があるのではないかと思いますので、まずそういった事実を掴んでいただきたい。それから保護者の声ということではですね、私、先日PTAの小学校と中学校のPTAの会長さんにお会いしまして、

(「答弁の時間が無くなるが、よろしいですか。言い切りでよろしいですか。」 議長の声)。はい、良いです。

(「はい」の声あり)

それで、アンケートをですね取りたいということでお話しをしましたら、保護者の皆さんは無償化に皆さんしてほしいと思っておられるんじゃないですかというふうな事を、PTAの会長さんが言われましたけど。しかし、それは実際に私もアンケートを取ってみないと分からない話ですが、そういうふうなですね、やっぱり声が私が聞いてる保護者の方の声は、やはり学校給食の無償化をしてほしいという声が沢山ありますので、私はこういう事で要望しているわけです。貧困対策になるという意味では、児童手当だとか子ども手当というのは、これは生活という問題はこれは全部、親の懐に入る問題ですが、この学校給食費の無償化だけは・・

(「時間になりました。たいへん申し訳ないです?タイムアップ?」議長の 声) 本当の意味でですね、子どもの為になるということで

(「おいてください。」議長の声)

是非とも取り組んでいただきたいというふうにお願いします。要望いたしま す。以上です。

議長

以上で、山口議員の一般質問を終了します。

々

以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

Þ

本日は、これをもって散会と致します。 長時間にわたり、ご苦労様でした。

(午後 2時18分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容におい

て、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員